生産緑地買取り申出　提出書類

１　申出理由が主たる従事者の死亡による場合

１	**生産緑地買取申出書**： 土地所有権者が申請者になります。土地所有権者が複数いらっしゃる場合は、土地所有権者全員の記名が必要です。
２	**本人確認書類の写し**： 運転免許証など本人からの申出であることを確認できる書類の提出が必要です。 マイナンバーカードの場合は、窓口で確認を行います。
３	**生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書**： 熊谷市農業委員会（妻沼庁舎）の証明書です。
４	**土地登記事項証明書（全部事項証明書）**： さいたま地方法務局熊谷支局で取得できます。（有料） （所在：熊谷市筑波三丁目 39 番地１　電話：048―524―8805）
５	**公図の写し**： さいたま地方法務局熊谷支局、熊谷市資産税課（市役所本庁舎２階）、各行政センターで取得できます。（有料）
※	**相続を証する書面**： 相続登記が終了していない場合、遺産分割協議書、除籍謄本（戸籍謄本）等が必要です。
※	**抵当権抹消確約書**： 抵当権が設定されている場合必要です。
※	**実測図**： 一筆の土地のうち、一部を買取り申出する場合必要です。なお、面積の計算方法は座標法によるものとします。図面は作成者の氏名があるものを作成してください。
※	**委任状**： 所有権者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

生産緑地買取り申出　提出書類

２　申出理由が主たる従事者の故障による場合

１	**生産緑地買取申出書**： 土地所有権者が申請者になります。土地所有権者が複数いらっしゃる場合は、土地所有権者全員の記名が必要です。
２	**本人確認書類の写し**： 運転免許証など本人からの申出であることを確認できる書類の提出が必要です。 マイナンバーカードの場合は、窓口で確認を行います。
３	**生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明書**： 熊谷市農業委員会（妻沼庁舎）の証明書です。
４	**土地登記事項証明書（全部事項証明書）**： さいたま地方法務局熊谷支局で取得できます。（有料） （所在：熊谷市筑波三丁目 39 番地１　電話：048―524―8805）
５	**公図の写し**： さいたま地方法務局熊谷支局、熊谷市資産税課（市役所本庁舎２階）、各行政センターで取得できます。（有料）
６	**農業に従事することを不可能にさせる故障であることの証明書**： 医師の診断書、身体障害者手帳、要介護認定通知の写し等です。
※	**抵当権抹消確約書**： 抵当権が設定されている場合必要です。
※	**実測図**： 一筆の土地のうち、一部を買取り申出する場合必要です。なお、面積の計算方法は座標法によるものとします。図面は作成者の氏名があるものを作成してください。
※	**委任状**： 所有権者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。